

大阪広域環境施設組合条例第3号

大阪広域環境施設組合財産条例の一部を改正する条例

大阪広域環境施設組合財産条例（平成27年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「時価の1,000分の5以上」を「土地の位置、形状及び利用状況を考慮して財産管理者が定める基準により算定した1平方メートル当たりの土地の単価に使用許可を受けた面積を乗じて得た額に、1,000分の2.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同項第2号中「時価の1,000分の6」を「第23条に規定する財産台帳に記載された建物の価格並びに建物の耐用年数、建築後の物価の変動及び経過年数（建物の一部の使用許可を受けた場合にあつては、これらの事項並びにその部分の存する位置、用途及び面積）を考慮して財産管理者が定める基準により算定した額に1,000分の6を乗じて得た額」に、「以上」を「（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項第1号及び第2号」を「第1項第1号及び第2号並びに前項」に、「よる」を「よる額とする」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 土地又は建物若しくは建物の一部（以下「土地等」という。）の使用許可を受けた者が当該使用許可（以下「従前の使用許可」という。）の期間の満了後に引き続き当該土地等と同一の土地等の使用許可（以下「新たな使用許可」という。）を受けた場合において、前項第1号及び第2号に定めるところにより算定した使用料の額（以下「新規算定額」という。）と従前の使用許可に係る使用料の額（以下「従前使用料額」という。）が異なるときにおける新たな使用許可に係る使用料の額は、これらの規定にかかわらず、新規算定額と従前使用料額のいずれか高い額（以下「新規基準額」という。）とする。ただし、財産管理者が新規基準額により難い特別の理由があると認めるときは、新たな使用許可に係る使用料の額は、新規算定額と従前使用料額

のいずれか低い額から新規基準額までの範囲内において財産管理者が定める額とする。

第8条中第2項を次のように改める。

2 次に掲げる場合における普通財産の貸付期間は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、財産管理者が定める。

(1) 土地を貸し付ける場合において、当該土地に借地借家法（平成3年法律第90号）第22条から第24条までの規定による借地権を設定するとき

(2) 建物を貸し付ける場合において、借地借家法第38条の規定による当該建物の賃貸借をするとき

第8条第3項中「（普通財産である土地を貸し付ける場合において、当該土地に借地借家法第23条第2項の規定による借地権を設定するときの貸付期間を除く。）」を削る。

第9条第2項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第9条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪広域環境施設組合財産条例第5条及び第9条の規定は、令和2年4月1日以後に許可の期間が開始する地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料について適用し、同日前に許可の期間が開始した同項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料については、なお従前の例による。